

平成28年度

政務活動報告

調査研究・会報

◆政務活動費とは

地方自治法の規定に基づき、町が条例を制定し、松伏町議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付されます。

政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、会議、資料作成、資料購入、広報、事務等町政の課題及び町民の意思を把握し、町政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な経費に対して交付するものです。

交付対象……………松伏町議会議員で構成される会派

交 付 額……………月額10,000円×所属議員数

【計算例】 議員1人あたり1万円/月×12月＝12万円

(単位：人・円)

会派名	議員数	収入額	活動支出額	残額 (町へ返還)	主な内容
自民クラブ	5	600,000	615,748	0	行政視察費・会報発行費
町民クラブ	3	360,000	352,192	7,808	行政視察費・資料購入費
公明党	2	240,000	232,046	7,954	行政視察費・事務費
日本共産党	2	240,000	163,086	76,914	会報発行費・資料購入費
無所属クラブ	2	240,000	123,366	116,634	研修費・資料購入費
新自民クラブ	1	120,000	112,352	7,655	行政視察費・会報発行費

(平成28年4月1日～平成29年3月31日)

※町ホームページに収支報告書、出張調査報告書を掲載していますのでご覧ください。

※参考…5市1町（議員1人あたり）

草加市…年額 60万円 越谷市…年額 96万円 八潮市…年額 20万円
三郷市…年額 24万円 吉川市…年額 24万円 松伏町…年額 12万円